江产川河沼汽约

国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 江戸川河口出張所発行 電話03-3679-1460 2008年05月01日【第26号】

第4回 稚アユ救出作戦が 4月12日(土)に実施されました 多勢の子ども達など 約300人が参加しました





今年4回目となる『江戸川の稚アユ救出作戦』 が、4月12日(土)10時から江戸川水閘門付近 (江戸川区東篠崎町)で行われました。

この催しは、江戸川水閘門に魚道がなく、魚が 遡上しづらいため、稚アユの遡上を増やすことを 目的に始められたものです。

子ども達の乗るEボートやカヌーが閘門を通る ことで、稚アユの遡上を助けるというものです。 参加者は、全体で約300名、特に子ども達の参 加が目立ちました。

主催は、利根川・江戸川流域ネットワークで江戸川河川事務所も協力しました。



4月の申請受付件数

河川法の条項等	H19年度	H20年4月	H20年4月まで
第24・26条	64件	2件	2件
第55条	30件	O件	O件
一時使用	305件	28件	28件
その他	13件	1件	1件

河川法第24条	土地の占用許可		
河川法第26条	工作物の新築等の許可		
河川法第55条	河川保全区域での行為の制限		
一時使用	河川の一部を一時使用		

※申請が重複しているものは、1つでカウントしました。



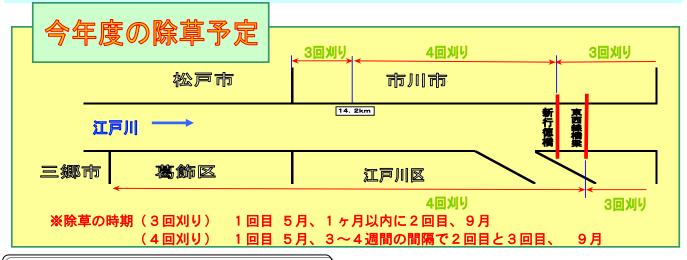
江戸川堤防の除草が始まります 5月連休明けから『イネ科花粉症対策』を重点に



江戸川河口出張所では、堤防の除草を年3~4 回実施しています。

堤防の除草は、堤防が壊れていないかの確認や、 増水時に民地(市街地)側に川の水が噴き出した 時に確認しやすくするためのものです。

そしてもう一つは、イネ科花粉症対策として5月から7月の間に2~3回、除草時期を調整しながら実施しています。江戸川堤防にはネズミホソムギというイネ科外来植物が多く、毎年5月~7月の開花期にはイネ科花粉症の原因になっています。この植物の花粉は、スギと違って遠くまで飛びませんので、堤防の近くに住んでいる方や、堤防を利用される方が被害を受けています。このため、この草を重点的に刈るようにしています。



あとがき

『江戸川河口だより』を発刊して、3年目を迎え、今年度から江戸川・中川等の出張所、支所も 『出張所だより』を作ることになりました。

江戸川河川事務所のホームページで見られる ようになりましたので、是非ご覧ください。

先日、「ミゾレヌマエビが江戸川で確認されているようですが、何処で確認されているのか?」と言う問い合わせがありました。出張所では解らなかったので、江戸川河川事務所の環境関係の担当者に調べて貰い、夕方電話でお答えしました。

(貴重種は詳しい場所までの、お答え出来ません)このように、他の所とも連携して回答致しますので、皆さんが、江戸川について知りたいことがありましたら、遠慮無く電話、FAX,電子メールをお寄せいただけば、調べて連絡したいと考えています。

当出張所は、1面に掲載した5人の職員と委託 の方々で業務を行っています。

『江戸川河マだより』編集長(上林喜美夫)

増水期前に橋やグランドなどの点検を実施します

江戸川河川事務所では、増水する時期を迎えるに 当たって「履行検査」を行います。

橋、樋管、グランドなどの占用者が『増水時に適切な対応できるかどうか』の確認と『安全上問題がないか』『適切に維持管理されているか』などの検査を行います。当出張所では、5月に5日間実施します。

『ゴミは持ち帰りましょう』

江戸川河口出張所の5月以降の予定

番号	参加	月日	曜日	予 定
1		5月2日	(金)	工程会議(AM:毎週金曜)
2		5月12日	(月)	洪水伝達演習
3		5月14日	(水)	江戸川区花火大会実行委員会
4		5月16日	(金)	拡大幹部会
5		5月中旬		履行検査
6	*	6月1日	(日)	江戸川クリーン作戦